

消 防 消 第 97 号  
令 和 6 年 3 月 29 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長  
（ 公 印 省 略 ）

緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱の改正について（通知）

平素から、消防行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消防庁では、大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等が発生した場合において、発災地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、平成15年度に、「緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱（平成15年5月27日付け消防消第104号）（以下「派遣要綱」という。）」を定め、これに基づき、精神科医や臨床心理士などの専門家等からなる「緊急時メンタルサポートチーム」の派遣制度を運用しているところですが、別紙のとおり、派遣要綱を改正いたしました。

つきましては、各都道府県消防防災主管部（局）の担当者におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨、周知いただきますようお願い申し上げます。

消防庁消防・救急課  
職員第一係 松本、布施  
電話：03-5253-7522  
E-mail：[shokuin@soumu.go.jp](mailto:shokuin@soumu.go.jp)

## 緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱

平成15年5月27日 消防消第104号  
改正 平成20年2月21日 消防消第22号  
改正 平成25年3月25日 消防消第54号  
改正 令和6年3月29日 消防消第97号

### (目的)

第1条 大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等が発生した場合において、発災地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、緊急時メンタルサポートチームの派遣に当たり、必要事項を定めるものとする。

### (緊急時メンタルサポートチーム)

第2条 緊急時メンタルサポートチームは、派遣対象とする災害等の事案の性格、規模等に応じて、消防庁があらかじめ登録した精神科医、臨床心理士等に依頼して、編成するものとする。

2 前項の登録は、消防職団員の惨事ストレス対策に協力の意思を有する精神科医、臨床心理士等の任意の申し出に基づき、消防庁消防・救急課長（以下「消防・救急課長」という。）が、惨事ストレス対策における豊富な知識又は経験を有していると認める者について行うものとする。

### (登録簿の管理及び写しの送付)

第3条 消防庁は、前条の規定により登録した者を記載した登録簿を作成し、これを適正に管理するものとする。

2 消防庁は、全国の消防本部等に対して、必要に応じ、前項の登録簿の写しを送付することができる。

### (緊急時メンタルサポートチームの派遣手続き)

第4条 消防庁は、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等の発生を覚知した場合は、発災地の消防本部等に対して、緊急時メンタルサポートチームの派遣の可否を打診するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発災地の消防本部等が緊急時メンタルサポートチームの派遣を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、消防庁に派遣を要請するものとする。ただし、別紙様式1による手続きを経るいとまがないときは、電話その他の方法により消防庁に要請することができるものとする。

第5条 消防庁は、前条第1項により打診を受けた消防本部等が、緊急時メンタルサポートチームの派遣を希望する場合には、派遣を決定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、消防本部等に通知するものとする。

2 消防庁は、前条第2項により発災地の消防本部等から緊急時メンタルサポートチームの派遣の要請があった場合には、派遣が必要と認めるときは、派遣を決定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、消防本部等に通知するものとする。

第6条 消防庁は、前条により緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定した場合は、必要となる派遣人数や消防本部等の所在地等を勘案し、第2条により登録された者に対して、別紙様式3により必要事項を明らかにして、発災地の消防本部等における対応について協力を依頼するものとする。

(派遣先における活動)

第7条 前条の規定に基づく消防庁の協力の依頼を承諾した者は、派遣先として指定された消防本部等に赴き、当該消防本部等と密接な連携を図りつつ、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び心的外傷後ストレス障害の発生予防、軽減等を目的とするカウンセリング等
- (2) 前号のカウンセリング等の結果等に基づき、消防本部等を対象として行う配慮すべき事項の助言及び情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防庁が必要と認める活動

2 緊急時メンタルサポートチームの活動は、消防職団員個人に対する診療に及ばないものとする。

(緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する守秘義務)

第8条 緊急時メンタルサポートチームとして派遣された者は、前条の規定に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。第2条の登録を解除した後も同様とする。

(緊急時メンタルサポートチームの派遣経費)

第9条 緊急時メンタルサポートチームの派遣に要した経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣を受けた消防本部等との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

(緊急時メンタルサポートチームの登録解除)

第10条 消防・救急課長は、緊急時メンタルサポートチームに登録した者が、次の各号の一に該当することとなったときは、登録を解除できるものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (2) 本人から解除の申し出があったとき。
- (3) その他、消防・救急課長が登録の解除の必要があると認めるとき。

(その他)

第11条 緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防・救急課長が定めるものとする。

附 則（平成15年5月27日消防消第104号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月21日消防消第25号）

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日消防消第54号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日消防消第97号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式1

( 文 書 番 号 )

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

消 防 本 部 等 名

申 請 者 名

### 緊急時メンタルサポートチーム派遣要請書

1 要請理由

2 対象者(所属、階級、氏名、年齢など)

3 実施場所

【担当課】\_\_\_\_\_

【担当者】\_\_\_\_\_

【電 話】\_\_\_\_\_

【E-mail】\_\_\_\_\_

別紙様式2

( 文 書 番 号 )  
令和 年 月 日

消防本部等名  
要 請 者 名 様

消防庁消防・救急課長  
( 公 印 省 略 )

### 緊急時メンタルサポートチームの派遣の決定について(通知)

「緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱」(平成 15 年5月 27 日消防消第 104 号)に基づき、(消防本部等名)から「緊急時メンタルサポートチーム派遣要請書(令和〇年〇月〇日付け要請者名)」により、緊急時メンタルサポートチームの派遣要請がありましたことについて、下記のとおり、派遣が決定しましたのでお知らせします。

#### 記

- 1 派遣日時
- 2 派遣場所
- 3 派遣者
- 4 その他

【担当課】\_\_\_\_\_

【担当者】\_\_\_\_\_

【電 話】\_\_\_\_\_

【E-mail】\_\_\_\_\_

別紙様式3

( 文 書 番 号 )  
令和 年 月 日

派遣者所属  
派遣者名 様

消防庁消防・救急課長  
( 公 印 省 略 )

### 緊急時メンタルサポートチームの派遣について(依頼)

「緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱」(平成 15 年5月 27 日消防消第 104 号)に基づき、(消防本部等名)から「緊急時メンタルサポートチーム派遣要請書(令和〇年〇月〇日付け要請者名)により、緊急時メンタルサポートチームの派遣要請がありました。

当庁といたしましては、消防職団員の惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び心的外傷後ストレス障害の発生予防、軽減等を図るため、緊急時メンタルサポートチームを派遣し、当該(消防本部等名)に対して助言等を行いたいと考えております。

つきましては、下記のとおり御協力を賜りたいと存じますので、趣旨を御賢察の上、御承諾くださいますようお願いいたします。

### 記

- 1 派遣日時
- 2 派遣場所
- 3 その他

【担当課】\_\_\_\_\_

【担当者】\_\_\_\_\_

【電 話】\_\_\_\_\_

【E-mail】\_\_\_\_\_

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱</b></p> <p style="text-align: center;">平成15年5月27日 消防消第104号 改正 平成20年2月21日 消防消第 25号 改正 平成25年3月25日 消防消第 54号 改正 令和 6年3月29日 消防消第 97号</p> <p>(目的) 第1条 大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等が発生した場合において、<b>発災地</b>の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、緊急時メンタルサポートチームの派遣に当たり、必要事項を定めるものとする。</p> <p>(緊急時メンタルサポートチーム) 第2条 緊急時メンタルサポートチームは、派遣対象とする災害等の事案の性格、規模等に応じて、消防庁があらかじめ登録した精神科医、臨床心理士等に<b>依頼</b>して、編成するものとする。 2 前項の登録は、消防職団員の惨事ストレス対策に協力の意思を有する精神科医、臨床心理士等の任意の申し出に基づき、<b>消防庁消防・救急課長(以下「消防・救急課長」という。)</b>が、<b>惨事ストレス対策における豊富な知識又は経験を有していると認める者について</b>行うものとする。</p> <p>(登録簿の管理及び写しの送付) 第3条 <b>消防庁</b>は、前条の規定により登録した者を記載した登録簿を作成し、これを適正に管理するものとする。 2 <b>消防庁</b>は、全国の消防本部等に対して、必要に応じ、前項の登録簿の写しを送付することができる。</p> <p>(緊急時メンタルサポートチームの派遣手続き) 第4条 <b>消防庁</b>は、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等の発生を覚知した場合は、発災地の消防本部等に対して、緊急時メンタルサポートチームの派遣の要否を打診するものとする。 2 <b>前項の規定にかかわらず</b>、発災地の消防本部等が緊急時メンタルサポートチームの派遣を希望するときは、<b>別紙様式1により必要事項を明らかにして、消防庁に派遣を要請するものとする。ただし、別紙様式1による手続きを経るとまがないときは、電話その他の方法により消防庁に要請することができるものとする。</b></p> <p>第5条 <b>消防庁</b>は、<b>前条第1項により</b>打診を受けた消防本部等が、緊急時メンタルサポートチームの派遣を希望する場合には、<b>派遣を決定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、消防本部等に通知するものとする。</b> 2 <b>消防庁</b>は、<b>前条第2項により</b>発災地の消防本部等から<b>緊急時メンタルサポートチームの派遣の要請があった場合においては、派遣が必要と認めるときは、派遣を決定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、消防本部等に通知するものとする。</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱</b></p> <p style="text-align: center;">平成15年5月27日 消防消第104号 改正 平成20年2月21日 消防消第 25号 改正 平成25年3月25日 消防消第 54号</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、大規模災害、特殊災害等が発生した場合において、現地の消防本部等の惨事ストレス対策を支援するため、消防庁が行う緊急時メンタルサポートチームの派遣に関して、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(緊急時メンタルサポートチーム) 第2条 緊急時メンタルサポートチームは、派遣対象とする災害等の事案の性格、規模等に応じて、消防庁があらかじめ登録した精神科医、臨床心理士等に要請して、編成するものとする。 2 前項の登録は、消防職団員の惨事ストレス対策に協力の意思を有する精神科医、臨床心理士等の任意の申し出に基づき、消防庁消防・救急課長(以下「消防・救急課長」という。)が行うものとする。</p> <p>(登録簿の管理及び写しの送付) 第3条 消防・救急課長は、前条の規定により登録した者を記載した登録簿を作成し、これを適正に管理するものとする。 2 消防・救急課長は、全国の消防本部等に対して、必要に応じ、前項の登録簿の写しを送付することができる。</p> <p>(派遣の決定) 第4条 消防・救急課長は、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害、特殊災害又は多数の死傷者を生じた災害等の発生を覚知した場合は、発災地の消防本部等に対して、緊急時メンタルサポートチームの派遣希望の要否を打診するものとする。 2 前項の打診を受けた消防本部等が、緊急時メンタルサポートチームの派遣を希望する場合には、消防・救急課長は、緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定するものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、発災地の消防本部等から派遣の要請があり、かつ、消防・救急課長が必要があると認めるときは、消防・救急課長は、緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定することができる。</p> <p>(協力要請) 第5条 消防・救急課長は、前条により緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定した場合は、必要となる派遣人数や消防本部等の所在地等を勘案し、第2条により登録された者に対して、発災地における対応について協力を要請するものとする。</p>



**第6条 消防庁**は、前条により緊急時メンタルサポートチームの派遣を決定した場合は、必要となる派遣人数や消防本部等の所在地等を勘案し、第2条により登録された者に対して、別紙様式3により必要事項を明らかにして、発災地の消防本部等における対応について協力を依頼するものとする。

(派遣先における活動)

**第7条** 前条の規定に基づく消防庁の協力の依頼を承諾した者は、派遣先として指定された消防本部等に赴き、当該消防本部等と密接な連携を図りつつ、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び心的外傷後ストレス障害の発生予防、軽減等を目的とするカウンセリング等
- (2) 前号のカウンセリング等の結果等に基づき、消防本部等を対象として行う配慮すべき事項の助言及び情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防庁が必要と認める活動

2 緊急時メンタルサポートチームの活動は、消防職団員個人に対する診療に及ばないものとする。

(緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する守秘義務)

**第8条** 緊急時メンタルサポートチームとして派遣された者は、前条の規定に基づく活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。第2条の登録を解除した後も同様とする。

(緊急時メンタルサポートチームの派遣経費)

**第9条** 緊急時メンタルサポートチームの派遣に要した経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣を受けた消防本部等との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

(緊急時メンタルサポートチームの登録解除)

**第10条** 消防・救急課長は、緊急時メンタルサポートチームに登録した者が、次の各号の一に該当することとなったときは、登録を解除できるものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (2) 本人から解除の申し出があったとき。
- (3) その他、消防・救急課長が登録の解除の必要があると認めるとき。

(その他)

**第11条** 緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防・救急課長が定めるものとする。

(派遣先における活動)

**第6条** 前条の規定に基づく消防・救急課長の協力の要請を承諾した者は、派遣先として指定された消防本部等に赴き、当該消防本部等と密接な連携を図りつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び外傷後ストレス障害の発生予防、軽減等を目的とするカウンセリング等
- (2) 前号のカウンセリング等の結果等に基づき、消防本部等を対象として行う配慮すべき事項の助言及び情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防・救急課長が必要と認める活動

2 緊急時メンタルサポートチームの活動は、消防職団員個人に対する診療に及ばないものとする。

3 緊急時メンタルサポートチームとして派遣された者は、第1項の活動により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(経費)

**第7条** 緊急時メンタルサポートチームの派遣に要する経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣を受けた消防本部等との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

(庶務)

**第8条** 緊急時メンタルサポートチームの派遣に関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

(雑則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、緊急時メンタルサポートチームの派遣に関し必要な事項は、消防・救急課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則(平成20年2月21日消防消第25号)

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附則(平成25年3月25日消防消第54号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成15年5月27日消防消第104号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月21日消防消第25号)

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日消防消第54号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日消防消第97号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式1

(新設)

( 文 書 番 号 )  
令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

消 防 本 部 等 名  
申 請 者 名

**緊急時メンタルサポートチーム派遣要請書**

1 要請理由

2 対象者(所属、階級、氏名、年齢など)

3 実施場所

【担当課】\_\_\_\_\_

【担当者】\_\_\_\_\_

【電 話】\_\_\_\_\_

【E-mail】\_\_\_\_\_

別紙様式2

(新設)

( 文 書 番 号 )  
令和 年 月 日

消防本部等名  
要 請 者 名 様

消防庁 消防・救急課長  
( 公 印 省 略 )

**緊急時メンタルサポートチームの派遣の決定について(通知)**

「緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱」(平成 15 年5月 27 日消防消第 104 号)に基づき、(消防本部等名)から「緊急時メンタルサポートチーム派遣要請書(令和〇年〇月〇日付け要請者名)」により、緊急時メンタルサポートチームの派遣要請がありましたことについて、下記のとおり、派遣が決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 派遣日時
- 2 派遣場所
- 3 派遣者
- 4 その他

【担当課】\_\_\_\_\_

【担当者】\_\_\_\_\_

【電 話】\_\_\_\_\_

【E-mail】\_\_\_\_\_

別紙様式3

(新設)

( 文 書 番 号 )  
令 和 年 月 日

派遣者所属  
派遣者名 様

消防庁消防・救急課長  
( 公 印 省 略 )

**緊急時メンタルサポートチームの派遣について(依頼)**

「緊急時メンタルサポートチーム派遣要綱」(平成 15 年5月 27 日消防消第 104 号)に基づき、(消防本部等名)から「緊急時メンタルサポートチーム派遣要請書(令和〇年〇月〇日付け要請者名)により、緊急時メンタルサポートチームの派遣要請がありました。

当庁といたしましては、消防職団員の惨事ストレスの緩和並びに急性ストレス障害及び心的外傷後ストレス障害の発生予防、軽減等を図るため、緊急時メンタルサポートチームを派遣し、当該(消防本部等名)に対して助言等を行いたいと考えております。

つきましては、下記のとおり御協力を賜りたいと存じますので、趣旨を御賢察の上、御承諾くださいますようお願いいたします。

記

1 派遣日時

2 派遣場所

3 その他

【担当課】\_\_\_\_\_

【担当者】\_\_\_\_\_

【電 話】\_\_\_\_\_

【E-mail】\_\_\_\_\_